

佐久市における放射線量測定実施要領

平成30年4月

1 目的

この要領は、佐久市が保有する放射線量測定機器の適正な使用管理により、市内の放射線量の現状を把握し、事態の変化の対応に資するとともに、市民の安全・安心を図ることを目的とする。

2 測定箇所

測定は定時測定及び臨時測定とし、測定箇所は次に掲げるとおりとする。

(1) 定時測定

ア 市役所本庁舎

敷地内の屋外特定地点における地表及び地上1mの高さとする。

イ 市内公立小中学校及び公立保育園

敷地内の屋外特定地点における地表及び地上50cmの高さとする。

(2) 臨時測定

ア 市で所有または管理する施設で施設管理者から要請があった必要な箇所

イ 私立幼稚園、私立保育園、私立中学校及び私立高等学校で、当該施設の代表者から依頼があった箇所

ウ 市内において、市民等から希望があった箇所

エ その他市長が測定の必要性を認めた箇所

3 測定方法

(1) 測定方法は、シンチレーションサーベイメータによる簡易測定とする。

(2) 測定開始後2分30秒間は、機器をその地点に慣らすためのアイドリング時間とし、その後30秒ごとに5回の数値を読み取る。

4 測定日時

測定日時は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 市役所庁舎

毎週火曜午前9時に測定する。ただし、火曜が祝日の場合は翌開庁日とする。

(2) 市内公立小中学校及び公立保育園

2か月に1回測定する。ただし、測定日、測定時間は任意とする。

(3) 2(2)の測定箇所等

2(2)に規定する測定箇所等については、市が指定する日時とし、1回の依頼につき、測定対応時間は1時間45分を限度とする。

5 測定値及び公表

(1) 4の(2)の5回の数値の平均を求めた数値を、その地点の測定値とする。

(2) 2に規定する箇所の測定結果は、市公式ホームページで公表する。

6 貸出禁止

3(1)に規定する機器は、貸出をしないものとする。